

渋谷区歯科医師会

入会のお誘い

渋谷区歯科医師会は昭和8年創立、古い歴史のある歯科医師会です。

会員の先生方には、学術講演会やスタディグループなどでご活躍されている著名な先生も多くいらっしゃいます。

渋谷区歯科医師会の入会金は1万円として、入会しやすい環境を整えております。(東京都歯科医師会入会金15万円、日本歯科医師会入会金1万円は別途必要)

ぜひ入会のご検討をお願い申し上げます。

渋谷区歯科医師会に入会するメリット

1. 多くの渋谷区委託事業に参加しています

口腔機能向上
プログラム
■お口のアンチエイ
ジング教室

特別養護老人ホーム
■定例歯科健診

渋谷区ひがし健康プラザ歯科診療所
■障害者等歯科診療 ■休日歯科応急診療
■訪問歯科診療 ■口腔がん検診
■摂食機能低下予防支援事業

中央保健相談所・恵比寿保健相談所・
幡ヶ谷保健相談所

■1歳6ヶ月児歯科健康診査
■3歳児歯科健康診査 ■歯科専門相談
■歯周病予防教室 ■歯科健康教室

■学校歯科医
■幼稚園歯科医
■保育園歯科医

会員診療所

■成人歯科健康診査
■幼児フッ化物無料塗布
■妊婦歯科健診

歯科健診

■はあとぴあ原宿
くるる恵比寿
■生活実習所つばさ

(注) 上記渋谷区委託事業等の参加には下記の基準がありますのでご注意ください。

1. 渋谷区委託受託事業の区分

1) 診療所単位の事業

- (1) 休日歯科医応急診療（固定制・輪番制）
- (2) 成人歯科健診、妊婦歯科健診
- (3) 幼児の無料フッ化物塗布

2) 個人単位の事業

- (1) 診療所単位以外の全ての事業

2. 診療所単位の事業の参加資格は、会員診療所（渋谷区内にあって管理者が会員である医療機関）の管理者といたします。ただし、病院歯科においては、部課医長（これに準ずる職を含む）以上の職にある者については、この限りではありません。

3. 休日歯科応急診療（固定制・輪番制）の応募資格は、行政の定める休日を通常の診療日としていない医療機関の管理者に限ります。なお、ここでいう行政の定める休日とは下記により、このうちの一つでも診療日としている医療機関は応募資格がありません。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 年未年始（12月29日から1月3日までの日）

2. 渋谷区の行事に参加したり、共催で啓発活動を行なっています

歯の衛生週間では区との共催で「よい歯のつどい」が開催され、毎年何万人も集まる「渋谷くみんの広場」では、会のブースにはたくさんの方が訪れます。



渋谷くみんの広場



よい歯のつどい

3. ホームページ、冊子の発刊

- ホームページにて歯科医師会の活動を紹介しています
- ホームページにて会員診療所を紹介しています（地図の表示をしています）
- 渋谷区歯科医師会の案内冊子を発行しています（渋谷の街の歯医者さん）

4. 各種連携を推進しています

- 東京都立広尾病院、東京都保健医療公社大久保病院、東京女子医大病院、東京医科大学病院、JR東京総合病院と医療連携を推進しています。
- 障害者等の診療においては、本会「口腔保健支援センタープラザ歯科診療所」を活用し紹介・逆紹介も可能です。
- 渋谷区医師会、渋谷区薬剤師会と連携していて、年1回合同研修会を開催しています。
- 摂食嚥下障害に取り組む多職種連携の協議会がありグループワークや研修会を開催しています。連携機関は、渋谷区医師会、渋谷区薬剤師会、渋谷区ケアマネージャー連絡協議会、渋谷区訪問看護ステーション連絡協議会、東京都栄養士会、初台リハビリテーション病院などです。
- 大規模災害時の対応として、渋谷警察署、原宿警察署、代々木警察署と年1回身元確認訓練を開催し研修を行なっています。日本歯科大学生命歯学部 歯科法医学講座と協定を締結し指導いただいています。

5. 学校歯科医を推薦しています

渋谷区内の区立幼稚園、小学校、中学校の学校歯科医を、会員の中から渋谷区教育委員会に、また渋谷区内都立高等学校医は東京都学校歯科医会に推薦しています。

渋谷区歯科医師会は、保険に親切



渋谷区歯科医師会は、今までに多くの支払基金や国保連合会の審査員を輩出してきました。現在も現役審査員がおり、審査員経験者や保険を熟知した担当役員が中心となり、返戻レセプトに対する対処をはじめ、会員からのさまざまな保険相談に対応しております。

1. 保険指導整備会（毎月）

毎月のレセプトを整備点検した上、渋谷区歯科医師会整備済の印を押し、一括して支払基金、国保連合会に提出しています。また会報を通して、保険に関する返戻や取り扱い上の注意点等の解説を行なっています。

2. 保険相談コーナー（毎月）

レセプトの作成や保険全般に関する色々な疑問にお答えするため、毎月のレセプト提出前の電話相談日（午後7時より9時まで）に、相談に応じています。メール相談でも対応しています。

3. 保険講習会の開催



保険講習会

保険点数の改正時はもとより、定期的に講師を招き、保険診療に係わる事務の留意点や注意点を詳しく解説しています。

4. 指導等の相談

会員の保険医療機関が新規指導や個別指導の対象となった場合は、会員からの要請により保険担当役員が事前にご相談に乗り、打ち合わせを行った上、指導当日も立ち会います。

学術講演会が無料です

歯科医師向けの講演会は臨床に即したものから関連医学まで、スタッフ向けの企画なども含めて、有名な講師からまだあまり他では講演されていないとても興味深い内容の講師まで様々な企画を毎年行っています。講演受講により、日歯生涯研修事業の単位取得ができ認定医を目指せます。



会員相互の懇親を深めるために

1. 様々な部活動があります

現在活発に活動している部にはゴルフ部・テニス部・野球部などがあり、皆楽しく部活動を行っています。



テニス部



ゴルフ部



野球部

2. 健康診断が安い費用で受けられます（年一回）

会員や家族、従業員の健康管理のため、健康診断施設の紹介を会報でお知らせしています。

3. 所得補償保険が、約30%の団体割引になります

安心経営のために

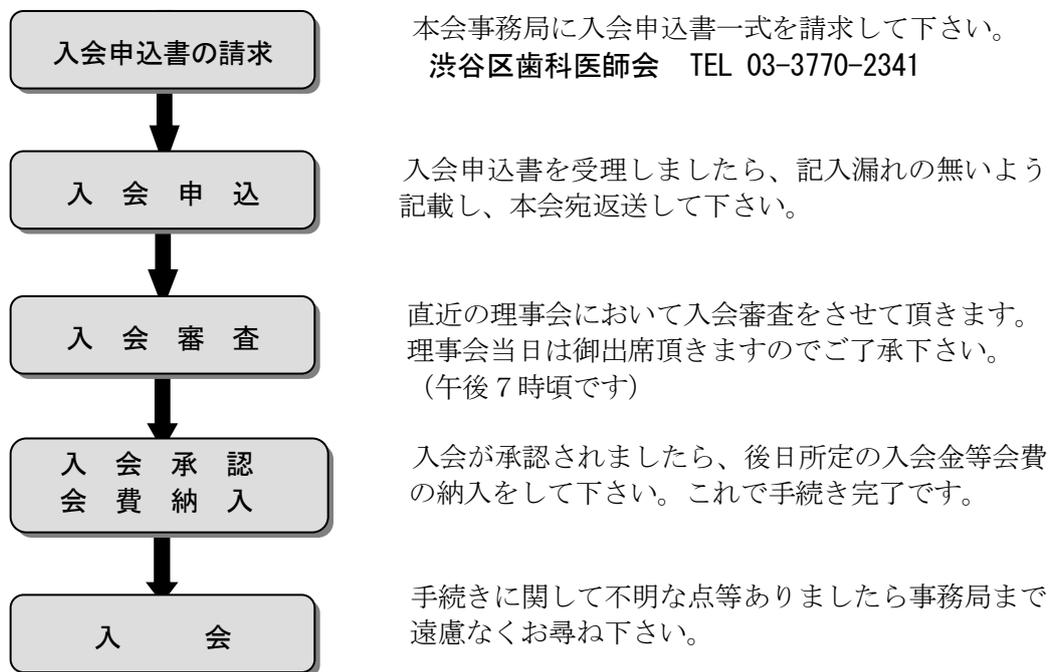
1. 会員の医事紛争に親身に対応します

歯科医師会、保健所、消費者センター等への苦情をはじめとする、様々な患者さんからの苦情や相談に対して専任の役員が対応しています。不幸にして紛争が起こった場合でも、本会にご連絡いただければ、速やかに対応いたします。

なお、万一医事紛争に発展した場合に備えて、渋谷区歯科医師会の会員には、医師賠償責任保険に加入をお願いしています。また、東京都歯科医師会では嘱託弁護士を中心とした医事紛争について代行処理を行っておりますので、安心して診療に従事していただけるよう東京都歯科医師会・日本歯科医師会への加入もお願いいたします。

入会手続きについて

入会の資格	渋谷区内に診療所または住所を有する歯科医師。	
会員の種別	第1種会員	診療所の開設者または管理者、官公庁、学校及び病院等の部課医長以上の職、法人にあつては、その代表者たる歯科医師。
	第2種会員	第1種会員以外の歯科医師。
会費	渋谷区歯科医師会会費（毎月指定の口座より上記金額を口座振替します。） 第1種会員 月額 8,500円 第2種会員 月額 4,250円	



渋谷区歯科医師会入会費用

	摘 要	第1種会員	第2種会員
渋谷区歯科医師会	入会金 会費（3ヶ月分）	10,000 25,500	5,000 12,750
	合 計	35,500	17,750

関係団体のご紹介

保険関係をはじめとして各種の情報・資料が日本歯科医師会（日歯）・東京都歯科医師会（都歯）から会員へ提供されます。また、東京都歯科医師会では地区歯科医師会経由で医事処理委員会を設置して、嘱託弁護士を中心とした医事紛争について代行処理を行っておりますので、安心して診療に従事していただけるよう日歯・都歯への入会をお勧めいたしております。

日歯・都歯 ご入会について

日歯・都歯 入会費用

第1種会員 291,000円 第2種会員 127,500円

	摘 要	第1種会員	第2種会員
日本歯科医師会	入 会 金	10,000	10,000
	会 費（半期分）	19,000	9,500
	福祉総合保険料（2ヶ月分）※1	17,000	17,000
	合 計	46,000	36,500
東京都歯科医師会	入 会 金	150,000	10,000
	会 費（半期分）	28,000	14,000
	福祉総合保険料（半年分）※2	17,000	17,000
	医事処理負担金（入会時のみ）	50,000	50,000
合 計	245,000	91,000	
合 計		291,000	127,500

※1 加入は任意ですが、加入希望の場合は入会と同時が条件です。

※2 加入は任意ですが、入会から1年以内ならば後日入会が可能です。

保険料は月割りで入会月により金額変わります。記載金額は半年分です。

★日本歯科医師会・東京都歯科医師会ともに入会月が4月から9月まで前期、10月から3月までを後期とし半期分の会費を徴収しています。

法律・経営相談

東京都歯科医師会では、会員の法律・経営相談の一環として、嘱託の弁護士、税理士にお願いして相談に応じています。会員は、相談に要する費用は無料です。

そ の 他

日歯・都歯では共済制度・健康保険制度・年金制度・医師賠償責任保険の団体割引・融資制度（歯科医療融資、住宅ローン、日歯青色ローン、日歯年金ローン）が手厚く完備されています。

公益社団法人 渋谷区歯科医師会

〒150-0031 渋谷区桜丘町 23 番 21 号 渋谷区文化総合センター大和田 2 階

TEL 03 (3770) 2341

FAX 03 (3770) 2345

ホームページ <http://www.sibusi.or.jp>